

療養報告書についてのお願い

法律によって定められた学校感染症は、出席停止の措置をとることとなっております。

特に、感染者の多いインフルエンザと、コロナウイルスについては、罹患後の登校開始時に、『療養報告書』の提出が必要となっております。この報告書は、医師ではなく、ご家庭で保護者の方に記入していただく書類です。出席停止期間の把握のため、罹患後の登校時に、提出のご協力をお願い致します。

これから、様々な感染症の流行期となります。療養報告書をご覧になったことがない方もいらっしゃると思いますので、全ご家庭に一度配布をさせていただきます。必要になった時には、こちらをお使いいただくか、利根実のホームページから、プリントアウトしてお使いください。

療養期間等詳細については、『療養報告書』の裏面をご覧ください。

感染症 対策について

2学期は、感染症流行期であり、行事が多く、集団行動が増える時期でもあります。生徒の皆さんに、多くの行事を経験してもらえよう、感染症の流行は避けたいところです。

ウイルスが原因で発症する感染症の多くは、症状軽快後も、ウイルスの排出は一定期間続きます。風邪症状がある人はもちろん、罹患から10日以内の人はマスクの着用にご協力ください。

2年生の修学旅行、3年生の就職、進学試験前は特に、基本的な生活習慣(睡眠、食事など)、石けんでの手洗い、人混みを避ける等、感染症対策を意識して生活しましょう。